

松下幸之助記念財団 研究助成

## 研究報告

(MS Word)

【氏名】藤井 広重

【所属】(助成決定時) 宇都宮大学国際学部

【研究題目】

アフリカにおける地域的な刑事裁判所の創造的展開とその課題

【研究の目的】(400字程度)

司法及び人権アフリカ裁判所 (African Court of Justice and Human Rights : ACJHR) は、国際刑事裁判所 (International Criminal Court : ICC) によるアフリカでの司法介入に対する反発の結果、オルタナティブなメカニズムとして生み出されようとしていた。だが、多くのアフリカ諸国が ACJHR の構想に賛成した一方で、設置のためのマラボ議定書を批准した国は 2019 年 10 月現在までいない。マラボ議定書第 11 条には 15 カ国の批准によって ACJHR は活動を開始すると規定されているものの、未だにどの国も批准をしていない現状に対してどのような考察を試みるのが可能だろうか。ACJHR 設置に向けた推進力が反 ICC だったとすれば、マラボ議定書が批准されないこの現状は、両者の関係性が改善に向かっていると捉えることも可能である。だが、2017 年 1 月のアフリカ連合 (AU) 総会で ICC に対する脱退戦略と題した文書が成立しており、両者の関係性が改善されたような兆しは未だ見受けられない。本研究は、これらの事象を考察するために、アフリカと ICC との関係性に着目して、AU における地域的な刑事裁判所の設置議論を解明する。

【研究の内容・方法】(800字程度)

本研究は、研究対象である ACJHR の設置議論を解明するために、次の 3 つの視点からの考察を文献レビューとオランダ・ハーグでの現地調査を通して実施した。第 1 のアプローチは、ACJHR をめぐる財政である。本研究対象である ACJHR は、現代の国際社会において、地域的な刑事裁判所の設置が初めて目指されたことに加え、国際刑事法の適用範囲拡大の可能性が指摘されるなど注目に値する。しかし、現実にはアフリカにおける平和、安全そして人権をめぐるメカニズムはこれまでも財政的かつ政治的な理由から十分に機能してきたとは言えない。それゆえに、AU で提起される革新的な試みには、常に国際社会からの懐疑的な目が向けられてきた。そこで、まずは ACJHR を設置するだけの財政的根拠があるのか否かを調査した。現時点ではヨーロッパ諸国からの支援を望めないが、将来的にヨーロッパ諸国は ACJHR の設置を支持し、財政的貢献を果たす可能性はあるのか、オランダ・ハーグでの国際刑事司法の実務家への聞き取り調査を行った。

次に、アフリカ諸国はマラボ議定書に政府高官の訴追免除規定を挿入するなど、自分たちにとって都合の良いメカニズムとして、ACJHR 設置を企図したわけだが、果たしてアフリカ諸国の思惑通りとなるのだろうか、との視点から調査を進めた。文献レビューとオランダ・ハーグで実施した実務家への調査インタビューを通して、マラボ議定書が重大犯罪に対するアフリカのビジョンを現実的な形で示すことに貢献しているとの肯定的な評価がなされ始めたことが明らかになった。このため、ACJHR が機能する可能性が浮上してきたため、ICC への反発として ACJHR を推進してきた国々にとってはマラボ議定書への批准を躊躇することになっているのではないかと考察を行った。

最後に、ICC に対するアフリカ諸国からのアプローチに変化が見受けられることも ACJHR の設置を停滞させた要因と考えられる。近年アフリカ諸国は、ICC に制度改革を求め、ICC と交渉を行いながら自分たちの意思を制度に反映させようとしている。このため、アフリカが ICC に影響力を行使できるのであれば、必然的にオルタナティブなメカニズムとしての ACJHR の必要性は薄れてくることになる。

【結論・考察】(400字程度)

本研究では、ACJHR 設置議論を ICC との関係性を通し考察したことで、ICC との関係においてアフリカを主体として捉え直すことの必要性と意義も浮かび上がってきた。ACJHR は、ICC によるアフリカでの司法介入に対する反発の結果、オルタナティブなメカニズムとして生み出されようとしていた。だが、多くの

アフリカ諸国が ACJHR の構想に賛成した一方で、設置のためのマラボ議定書を批准した国はいない。本議論を紐解けば、ACJHR 規程が有する現職の国家元首と政府高官の訴追免除規定によってヨーロッパ諸国からの支援を得ることができず、また、マラボ議定書成立当初は NGO などからの批判も見受けられたが、近年は現実に即した規定であり裁判所は機能するのではないかと肯定的な評価に変わってきた。ここに、ICC に対するアフリカ諸国のスタンスに関わらず ACJHR 設置議論が進捗しない要因を見つけることができるが、本稿がさらに明らかにしたのは、ICC に対し影響力を行使しようと試みるアフリカの姿である。ICC の枠組みに挑むアフリカ発の議論は、これまで以上にアフリカの外に影響を及ぼすことが考えられるのである。本研究の今後の展開として、アフリカを ICC との関係性において客体としてではなく主体として捉え、個別のアフリカの国ごとの ICC に対するアプローチについて、実証研究を蓄積していくことで、本研究の更なる発展が期待できる。